## 三重県雇用創造懇話会設置要綱

### (目的)

- 第1条 本格的な人口減少時代が到来し、経済のグローバル化が進むなど、社会がパラダイム転換の時期を迎えている中、従来の枠を超えた働き方、働く「場」等も視野に入れた雇用・労働に関する情報と課題を共有し、雇用に関する新しいしくみ(働き方、働く「場」)の創出等について、知事が専門的かつ総合的な知見を有する方と意見交換を行うため、「三重県雇用創造懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。
- 2 懇話会は、国の緊急雇用対策本部が平成21年10月23日に決定した「緊急雇用対策」で、 地域に設置を求める「地域雇用戦略会議」に位置づけるものとする。
- 3 懇話会は、経済と雇用に関する課題について、行政・労働者団体・使用者団体などが共通の認識を持ち、取組を進めるために設置する「三重県政労使会議」に位置づけるものとする。
- 4 懇話会は、地域における働き方改革について、行政・労働者団体・使用者団体などが共通の認識を持ち、取組を進めるために設置する「三重県働き方改革会議」に位置づけるものとする。

#### (委員)

- 第2条 懇話会は、知事及び知事が選任する者(以下「委員」という。)で構成する。
- 2 懇話会の代表は知事とする。

## (所掌事項)

- 第3条 懇話会は、次の各号に関する事項について、必要な情報共有及び検討・意見交換 を行う。
  - (1) 県の雇用・労働施策に関すること。
  - (2) 地域の実情に応じた雇用対策に関すること。
  - (3) その他、県内の雇用・労働情勢に関すること及び懇話会の目的を達成するために必要なこと。

### (専門部会)

- 第4条 懇話会は、専門の事項について検討・意見交換を行うため、専門部会を設置する ことができる。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### (オブザーバー)

第5条 懇話会にオブザーバーを置くことができる。

## (運営)

- 第6条の懇話会は、知事が招集する。
- 2 懇話会及び専門部会は、必要に応じて参考人を招き、意見を聴くことができる。

#### (事務局)

第7条 懇話会及び専門部会の事務局は雇用経済部に設置する。

# (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会及び専門部会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附則

- この要綱は平成23年12月2日から施行する。
- この要綱は平成24年4月1日から施行する。

- この要綱は平成 28 年 10 月 3 日から施行する。
- この要綱は平成29年3月1日から施行する。